

# 農作物の野生鳥獣被害にお困りの地域・集落のみなさん 「鳥獣被害対策」はあなたにもできます

## あなたの集落や田畑がイノシシやアナグマなどの被害を受ける理由

→ それは、あなたや集落のみなさんが、あなたの集落や田畑を使って、無意識のうちにイノシシやアナグマなどの「えづけ」に成功しただけのことです。



**鳥獣被害対策**とは、これまで無意識に行ってきた、集落や田畑を使った鳥獣の「えづけ」を止めること（えづけSTOP!対策）

この考え方を基本に、みなさんの集落や田畑を見つめ直し、みなさんの力を合わせて「えづけ」を止めるための対策（えづけSTOP!対策）を行っていくことが重要です。

もう1つ大切なのは、対策を行う順序です。必ず、以下の順序で対策を進めてください。

### 対策その1：みんなで勉強

- 地域の皆さんで、鳥獣や被害対策についての正しい知識を学習する。
- 集落には二つの餌がある。

### 対策その2：守れる田畑・集落づくり

- 「えづけSTOP!」の観点から集落を見つめ直し、鳥獣が近寄りにくい、住みにくい集落や田畑に変えていく。

### 対策その3：囲いや追い払い

- 田畑を鳥獣のエサ場としないための防護柵の設置。
- 集落を鳥獣にとって怖いところと学習させるための地域ぐるみでの追い払い。

### 対策その4：有害捕獲

- 集落に被害を与える（集落近辺に住みついた）個体を対象とした有害鳥獣の捕獲。
- 山の10頭より里の1頭。



まずは、正しい知識を身につけ、集落を点検し、えさ場と隠れ場をなくすことから始めてみましょう。

詳しくは、経済課農林振興係または熊本県のホームページ「これならできる!鳥獣被害対策の手引き」([https://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_1277.html](https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_1277.html))をご参照ください。この冊子は、ダウンロード(無料)できます。

問 経済課農林振興係 ☎57-8504

## 私たちの生活と地球温暖化

### 第3回 「地球温暖化対策」家庭を強靱化しよう!



水害や高潮の被害を防ぐため、国や県は、川や海沿いに堤防をつくります。しかし、この高さを今までより高くしないと防げなくなることが予想されています。雨の降りかたが激しくなっているからです。このような取組みを「国土強靱化」と言います。それでは私たちの家庭を強靱化しなくていいのでしょうか?

例えば、断熱性を高めることで暑さ寒さから身をまもり、省エネ性能の高い家電品を選び、電気代が少ない快適な生活をするなど「家」の強靱化。もしもに備え、ハザードマップを確認し、食べ物や水を買置きするなど「生活」の強靱化。熱中症やヒートショックに関する知識を身につけ、自身をまもるなど「自己」の強靱化により家庭の強靱化を図りませんか?



熊本県地球温暖化防止活動推進センター(NPO法人くまもと温暖化対策センター) ☎096-273-9034

## 南関町農作業等標準労働賃金

町農業委員会は、5月11日に第2回農業委員会総会を開催し、農作業等標準労働賃金を下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお、この金額は、農家のみなさんが農作業などを委託または受託される時の目安ですので、双方で話し合ってください。

作業項目	単位	金額(円)	備考
一般農作業	1日	6,400	1日=8時間、熊本県最低賃金:790円(1時間)
荒起こし(1回目)	10a当	7,000	ほ場整備済の田
		8,400	未整備田
2回目以降耕耘	10a当	5,000	ほ場整備済の田
		6,000	未整備田
代かき(たてよこ1回ずつ)	10a当	7,000	ほ場整備済の田
		8,400	未整備田
肥料散布	10a当	1,000	肥料は委託者が準備
肥料・農薬散布	10a当	1,500	肥料・農薬は委託者が準備
機械田植 (苗は作業委託者が準備)	10a当	7,000	ほ場整備済の田
		8,400	未整備田
畑耕耘	10a当	5,000	
バインダー稲刈	10a当	9,000	紐は受託者で準備
脱穀	10a当	8,000	
コンバイン刈取	10a当	15,000	ほ場整備済の田
		18,000	未整備田
		18,000	ほ場整備済の田 稲の倒伏
		21,600	未整備田 稲の倒伏
生糶運搬	10a当	1,000	
乾燥	30kg当	300	掛け干し
		550	生糶
糶摺り	30kg当	350	
畦塗り	1m当	70	

- ・農業機械使用にともなう燃料は、機械持ち手となります。
- ・熊本県最低賃金の効力発生日は、令和元年10月1日からです。
- ・最低賃金が改定され、作業賃金が最低賃金を下回る場合は、最低賃金の額に読み替えるものとします。

問 農業委員会事務局 ☎57-8509